

林業現場における労働災害防止対策

令和7年5月27日

高山労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【本日の内容】

- 1 . 林業における労働災害防止対策
- 2 . 熱中症対策
- 3 . 【法改正】熱中症対策の強化について

1 . 林業における労働災害防止対策

2 . 熱中症対策

3 . 【法改正】熱中症対策の強化について

林業における労働災害防止対策

林業現場での労働災害事例

【災害発生状況】

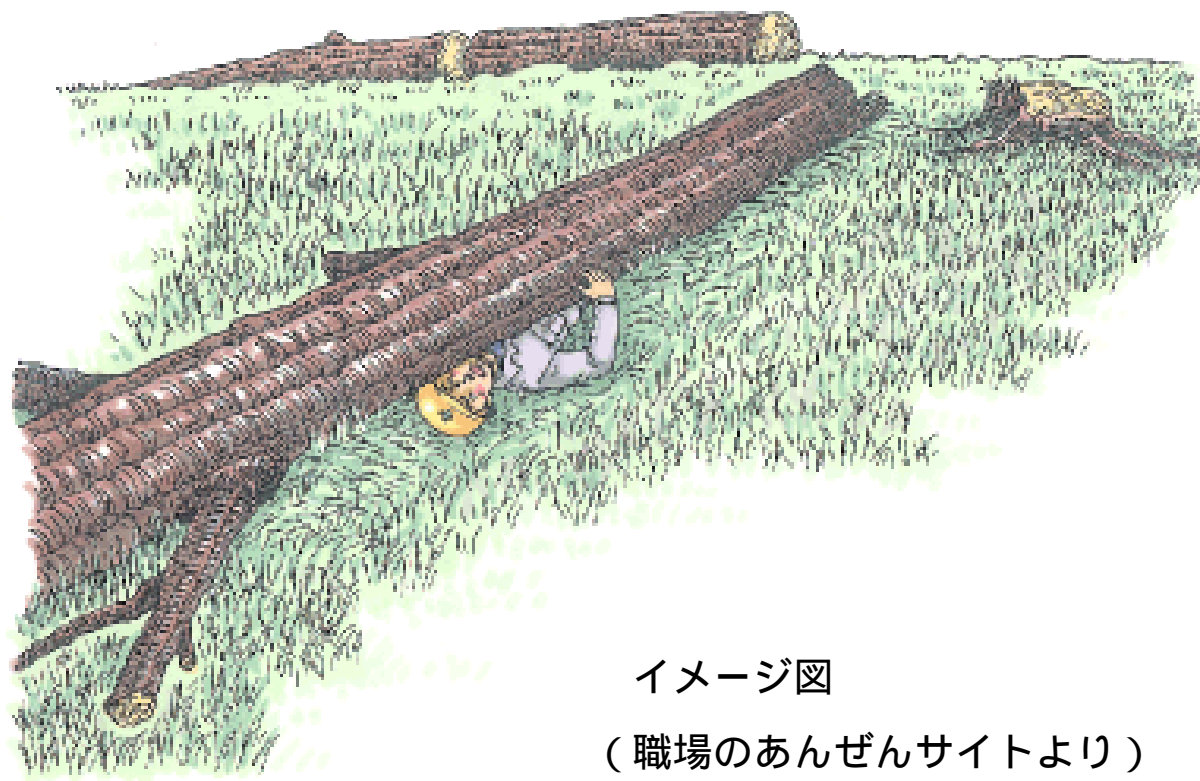
立木の伐採現場において、伐倒木が、30m離れた場所で作業中であった別の作業者に接触したものの。

【発生年月】 令和6年11月

【休業見込】 6か月

【災害発生原因】

伐倒木に接触するおそれのある場所に別の作業者の立ち入りを禁止していなかったこと。



イメージ図
(職場のあんぜんサイトより)

林業における労働災害防止対策

林業現場での労働災害事例

【再発防止対策】

- 1．伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の作業者が立ち入ることを禁止すること。
- 2．伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 3．伐倒直前には、伐倒方向、周囲の状況、退避場所の再確認等最善の注意を払うこと。
- 4．伐採作業の経験だけで十分な知識・技能を有していると考えずに正規の安全衛生特別教育を行うこと。

林業における労働災害防止対策

林業現場での災害事例

【災害発生状況】

伐倒木の枝払い作業中、雪に足をとられ、チェーンソーの刃が足に当たったもの。

【発生年月】 令和7年2月

【休業見込】 3か月

【災害発生原因】

作業場所の足場が滑りやすく不安定であったこと。



イメージ図

(職場のあんぜんサイトより)

林業における労働災害防止対策

林業現場での労働災害事例

【再発防止対策】

- 1．下肢切創防止用保護衣（チャップス等）の着用
- 2．作業手順等の徹底
 - (1) 積雪場所等の滑りやすい場所で枝払い作業を行うときには、材の安定を確認し、足場を確保してから行うこと。
 - (2) 傾斜地での枝払い作業は、原則として山側に位置して行うこと。
 - (3) 転倒、転落などのおそれのある材の上では、枝払い作業は行わないこと。
- 3．緊急連絡体制の整備等
 - (1) 災害発生時に備え、緊急連絡体制の整備を図ること。
 - (2) 災害が発生したときに備え、被災者の移送の方法を定めておくこと。
 - (3) 災害が発生したときに備え、救急用品を現場内に常備しておくこと。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 概要】

- (1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用
- (2) チェーンソーの選定、取扱い方法等
- (3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等
- (4) 伐木等作業における安全の確保
- (5) チェーンソーを用いて行う造材作業の安全確保
- (6) かかり木の処理の作業における安全の確保

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 1】

(1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。

下肢の切創防止用保護衣

衣服

手袋

安全靴等履物

保護帽、保護網、保護眼鏡、防音保護具

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 2】

(2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

- チェーンソーはできる限り軽量なものを選定し、大型のものは胸高直径70 cm以上の立木の伐倒等やむを得ない場合に限り使用すること。
- チェーンソーのエンジンを始動させるときは、原則としてチェーンソーを地面に置き、保持して行うこと。
- チェーンソーの使用に当たっては、前ハンドルと後ハンドルに親指を回して確実に保持し、振動や重さによる身体への負荷を軽減するため、チェーンソーを身体の一部及び原木で支えること。
- チェーンソーを携行し、移動する前には、チェーンブレーキをかけ、ソーチェーンの静止を確認すること。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 3】

(3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等

調査・記録の実施

地形の状況、緊急車両の走行経路、無線通信が可能な範囲 等

リスクアセスメント等の実施

作業計画の作成

作業指揮者の選任

安全衛生教育の実施

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者教育を5年ごとに実施

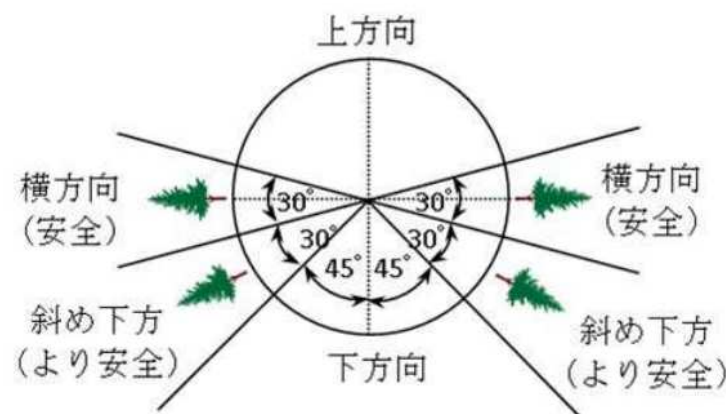
林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 4】

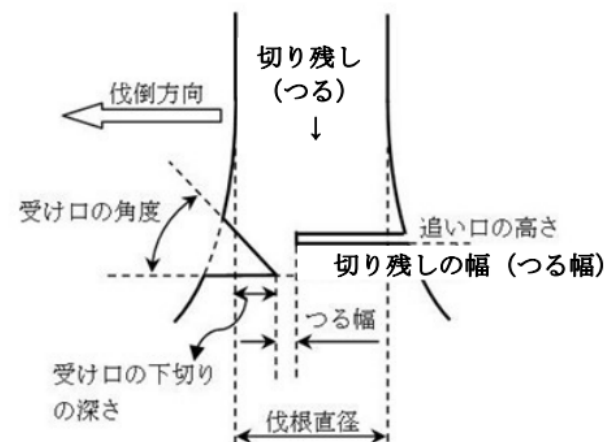
(4) 伐木等作業における安全の確保

- 安全な伐倒方向を確認すること
(原則、斜面の下方方向に対し、
45度から105度までの方向)



- 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること

- 伐倒作業で受け口と追い口の間
に適切な幅の切り残し(つる)を残すこと



林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 5】

(5) チェーンソーを用いて行う造材作業の安全確保

- ・ 転落し、又は滑ることにより、造材作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材については、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講じること
- ・ 作業の支障となるかん木などは、あらかじめ取り除いておくこと。
- ・ 原木の転動に注意し、必ず斜面の上部で作業を行うこと。
- ・ 足を原木やチェーンソーの下に入れないこと。
- ・ 伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。
- ・ 原則として、元口の山側に立ち、先端に向かって枝払い作業を行うこと。
- ・ 玉切作業は、必ず斜面上部に立って行うこと。
- ・ 同時に2人以上で同一の原木の枝払いや玉切りをしないこと。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン 6】

(6) かかり木の処理の作業における安全の確保

- かかり木が発生した場合には、当該かかり木を速やかに、確実に処理するようにすること。
- かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。
 - かかられている木の伐倒
 - かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）
 - かかっている木の元玉切り
 - かかっている木の肩担ぎ
 - かかり木の枝切り
- かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近付かないよう、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すること。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（概要）】

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 伐木作業開始前の連絡手段の確認・端末の確認
- (3) 連絡責任者が行うべきこと（通信可能位置の確認、搜索の実施）
- (4) 労働者が行うべきこと（作業相互の安全確認）
- (5) 労働災害発生時の行うべきこと
- (6) 無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等の教育訓練の実施

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン】

(1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。

作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。

(2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。

連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。

携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン 続き】

(3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。

林業における労働災害防止対策

ガイドラインの紹介

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン 続き2】

(5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。

労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。

(6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。

1 . 林業における労働災害防止対策

2 . 熱中症対策

3 . 【法改正】熱中症対策の強化について

熱中症対策

令和7年度「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」について

令和6年における熱中症の死傷者（日本全国）は1,195人（内、死亡者数は30人）
熱中症死傷者の約4割は製造業（227人）及び建設業（216人）で発生している

↓ こうした状況を踏まえ

キャンペーン期間において

暑さ指数（WBGT）の把握及びその値に応じた熱中症対策の実施

熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等
適切な措置ができるための体制整備

糖尿病、高血圧症等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者
に対する医師等の意見を踏まえた配慮

等の重点的事項の徹底を図る

【キャンペーン期間】 **令和7年5月1日から同年9月30日まで**

（令和7年4月は準備期間 同年7月は重点取り組み期間）

熱中症対策

自分でできる7つのこと（概要）

熱中症予防のため、自分でできる7つのことを実践しましょう

- 1．熱中症を正しく知る
- 2．応急手当と水道水散布法
- 3．暑さ指数の活用（測定・確認）
- 4．暑熱順化
- 5．水分・塩分同時補給
- 6．プレクーリング
- 7．健康管理



熱中症対策

自分でできる7つのこと

1. 熱中症を正しく知る

熱中症とは、「高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態」を指します。（厚生労働省のホームページより）

熱中症になる主な要因は

- (1) 蒸し暑さ
- (2) 暑さに慣れていない
- (3) 水分・塩分の不足
- (4) 長時間連続作業



熱中症対策

自分でできる7つのこと

熱中症の症状と分類（「日本救急医学会熱中症分類2015」より）

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り） 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神 I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK
II度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診療が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）	熱疲労 II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する（周囲の人が判断）
III度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状（意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作） (H/K) 肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） (D)血液凝固異常（急性期DIC診断基準（日本救急医学会）にてDICと診断）⇒III度の中でも重症型		入院加療（場合により集中治療）が必要 →体温管理（体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加）呼吸、循環管理DIC治療	熱射病 III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される

熱中症対策

自分でできる7つのこと

2. 応急手当と水道水散布法

度（軽度）：意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状

冷所に移動し安静にして、身体を冷やし水分・塩分の補給（1人にさせない）

度（中等度）：頭痛や吐き気、倦怠感等の症状

医療機関を受診（状況のわかる人が医療機関に同行）

度（重症）：意識障害、けいれん発作、
高体温等の症状

救急車要請（救急車が到着するまでの間、
作業着を脱がせ、水をかけ身体冷却）



熱中症対策

自分でできる7つのこと

3. 暑さ指数の活用（測定・確認）

暑さ指数を活用するための4ステップ

暑さ指数の測定

着用している作業着等を考慮した測定値の補正

危険度を確認して対策

作業着への周知

WBGT値	注意 25℃未満	警戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危険 31℃以上
-------	-------------	---------------	-----------------	-------------

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖 シャツとズボン)	布(織物)製つ なぎ服	二層の布(織 物)製服	SMSポリプロピ レン製つなぎ服	ポリオレフィン布 製つなぎ服	限定用途の蒸 気不浸透性つ なぎ服
WBGT値に 加えるべき 補正值(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。

※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

熱中症対策

自分でできる7つのこと

4. 暑熱順化（夏の暑さに身体を慣らすこと）

入職したての人、長期休暇明けの人は要注意

暑さに身体が慣れても数日間職場を離れると効果は消滅する

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



熱中症対策

自分でできる7つのこと

5. 水分・塩分同時補給

のどが渴いたと思った時には既に脱水状態が始まっていることがある
のどが渴く前にこまめに水分補給することが大切

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性があります



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

尿の色でセルフチェック

① いい感じですが、普段通りに水分をとりましょう。

② 問題はありませんが、もう少し給水しましょう(コップ1杯程度)。

③ 1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

④ 今すぐ250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

⑤ 今すぐ1000mlの水分をとりましょう。
この色より濃い、あるいは赤/茶色が混じっているときは、
脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。

身体の水分量が不足

②～⑤
水分を補給して
身体の水分量を
回復させましょう

⑤より濃いときは
すぐに報告して下さい

熱中症対策

自分でできる7つのこと 熱中症対策ドリンクの作り方

⚠️ 作った日に飲み切る



熱中症対策

自分でできる7つのこと

6. プレクーリング

(あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする)

プレクーリングの方法は以下の2つ

身体の外部から冷やす方法

例：足を冷やす、冷房 等

身体の内部から冷やす方法

例：アイススラリー（シャーベット状の飲料）を飲む 等



熱中症対策

自分でできる7つのこと

7. 健康管理

管理者：現場パトロール中に作業員に声をかけ、健康状態を確認

作業員：単独行動を避け、声を掛け合う・こまめな水分（塩分）補給



イライラしている



呼びかけに応じない



フラフラしている



ボーツとしている

熱中症対策

最後に

本日お話しした内容は「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」に掲載されています
この熱中症ガイドは厚生労働省のホームページに掲載されています
職場における熱中症対策のため、是非、熱中症ガイドをご覧ください

ダウンロードはこちら



1 . 林業における労働災害防止対策

2 . 熱中症対策

3 . 【法改正】熱中症対策の強化について

【法改正】熱中症対策の強化について

令和7年6月1日より義務化（施行）されます

【改正の経緯】

熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 熱中症による死亡災害は、日本全国で3年連続（R4～6年）で30人以上となっている。
- ・ 熱中症の死亡災害に至る割合は他の労働災害と比べて約5～6倍となっている。
- ・ 熱中症による死亡者の約7割は屋外作業であった。
- ・ 熱中症による死亡災害について、ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」が発生原因となっている。



早期に求められる対策

現場において「死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施」が必要

【法改正】熱中症対策の強化について

令和7年6月1日より義務化（施行）されます

【改正の内容】 次のことが義務化されます。

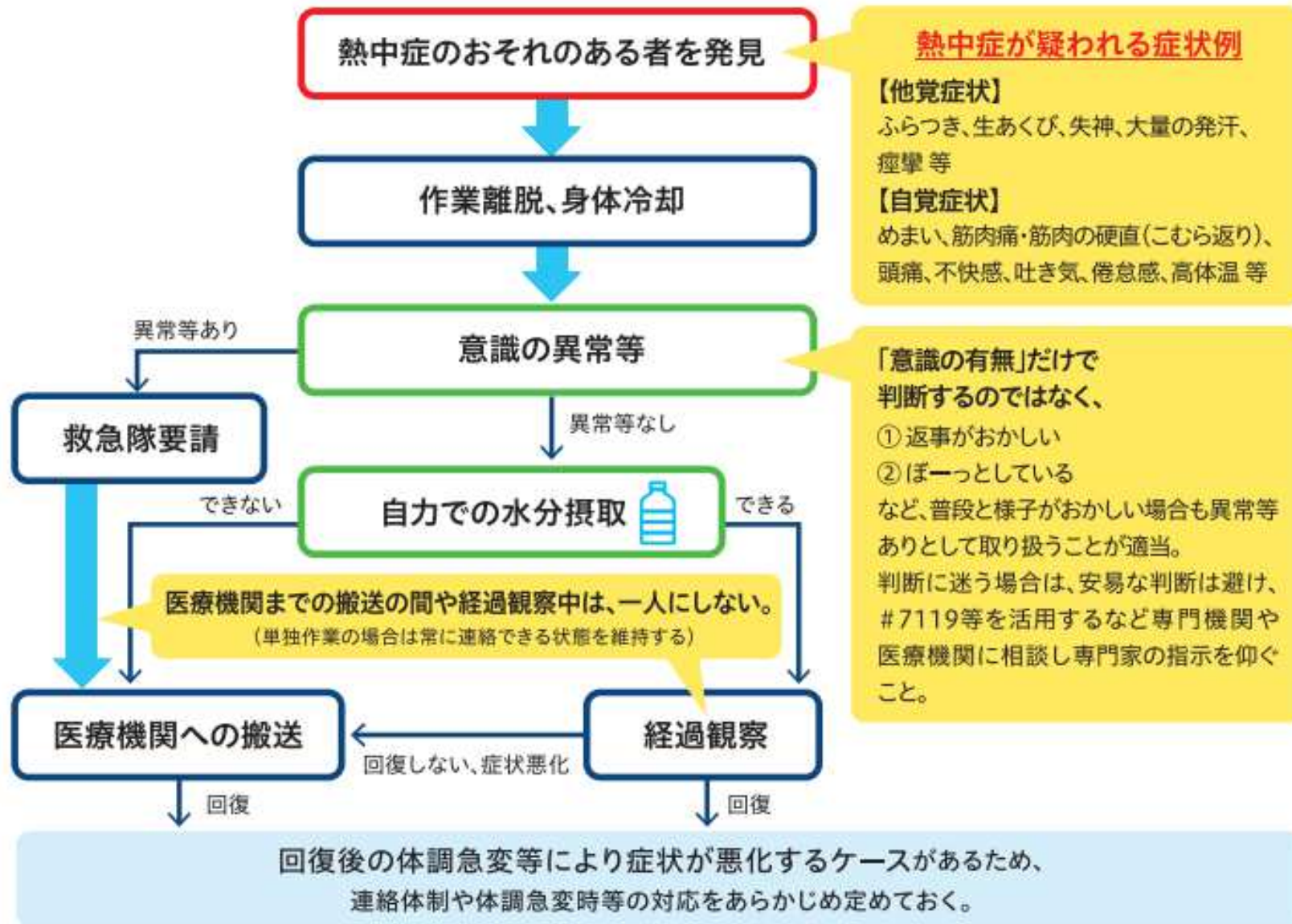
1. 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
2. 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係者への周知

【対象となる作業】

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

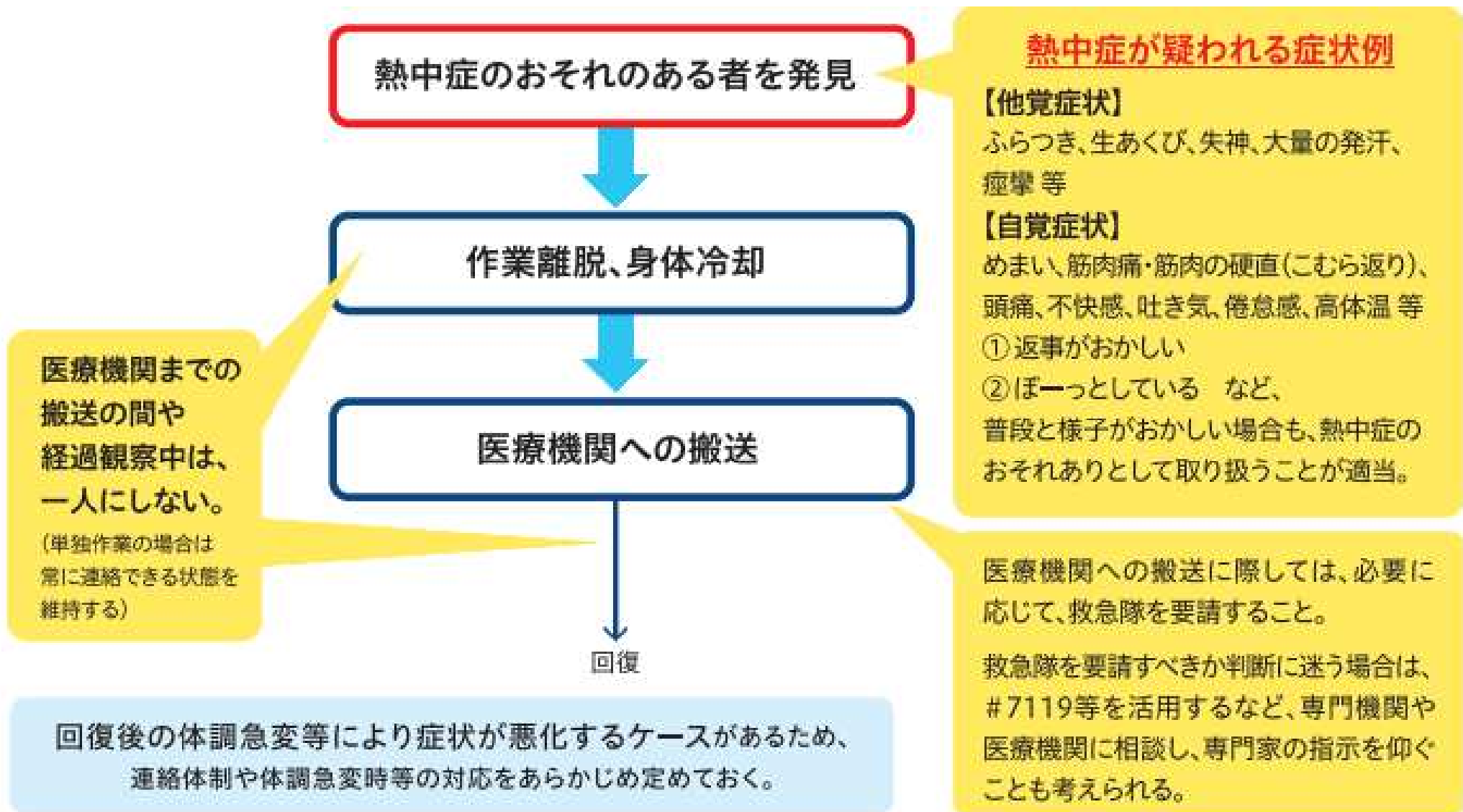
【法改正】熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例



【法改正】熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例



【法改正】熱中症対策の強化について

令和7年6月1日より義務化（施行）されます

【参考】労働安全衛生規則第612条の2（熱中症を生ずるおそれのある作業）

- 1 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
- 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。